



**V 誘導施設**



## V 誘導施設

### 1. 誘導施設の考え方

誘導施設とは、都市再生特別措置法において「都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。)」と定義しています。

また、「立地適正化計画作成の手引き」において、参考ではあるものの地方中核都市クラスの中心拠点の位置づけに対して想定した各種の機能に対する施設例を以下のようにイメージしています。

なお、本市における西春駅周辺都市拠点・徳重・名古屋芸大駅周辺副都市拠点は、どちらも中心拠点との位置づけとなります。

機能	中心拠点
行政機能	<input type="checkbox"/> 中枢的な行政機能 例：本庁舎
介護福祉機能	<input type="checkbox"/> 都市全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター
子育て機能	<input type="checkbox"/> 都市全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て世代包括支援センター
商業機能	<input type="checkbox"/> 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積
医療機能	<input type="checkbox"/> 総合的な医療サービス(二次医療)を受けられる機能 例：病院
金融機能	<input type="checkbox"/> 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫
教育・文化機能	<input type="checkbox"/> 市民全体を対象とした教育・文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館

出典：立地適正化計画作成の手引き（2022年）

## 2.誘導施設の設定

本市における都市機能の立地状況や立地による影響を想定し、本市として必要となる誘導施設を設定します。

### 行政機能

#### ①現状

行政機能は、合併以前からの老朽化した施設で機能が重複した施設もあり、公共施設の統廃合の検討が必要です。また、住民票などをコンビニエンスストアで取得できるようにするなど、DXを含めた市民サービスの向上についても推進しています。

#### ②誘導の必要性

行政機能における本庁舎については、現在本市は分庁舎制を採用しており、東西の庁舎に機能を分化して市民の利便性を維持しています。

今後はさらにインターネットによる諸手続きの申請などDXの推進を図り、新しい生活様式に沿った公共施設の統廃合を検討していくことから、施設ごとの立地適正に鑑みて、本計画では誘導施設に設定しません。

### 高齢者福祉（介護福祉）機能

#### ①現状

福祉施設の徒歩圏人口カバー率は約98%であり、概ね本市全体に立地しており、都市全体で大変利便性が高い状況となっています。

また、市内4か所に地域包括支援センターを整備し、各地域ごとに高齢者を支援する取組を進めています。

#### ②誘導の必要性

介護福祉機能については、今後も地域ごとにきめ細やかな支援を継続することから、本計画では誘導施設に設定しません。

### 子育て機能

#### ①現状

保育所・幼稚園の徒歩圏人口カバー率は約94%であり、市域をほぼカバーするように立地しており利便性が高い状況となっています。

また、市内5か所に子育て支援センターを整備し、子育て支援を行う取組を進めています。

#### ②誘導の必要性

子育て機能については、一定の施設整備が進み利便性が高いものの、都市全域の市民を対象とした拠点となる機能について、さらなる充実を図る必要があります。

以上のことから、子育て支援センターや一時預かり所といった、拠点となる子育て機能については、誘導施設に設定します。

## 商業機能

### ①現状

商業施設の徒歩圏人口カバー率は、約 77%であり、市域の大部分をカバーするように立地しています。また、市外にも比較的近場に大型ショッピングセンターなどが立地し、宅配サービスなども充実し始めています。

### ②誘導の必要性

商業機能については、時間消費型の商業施設などについて、中心拠点への誘導が必要です。一方、生活必需品などを購入するためのスーパーなどについては、利便性を維持するため現在の立地を維持する必要があります。

このため、商業機能（食品スーパーなど）は、施設の規模を考慮した上で、維持・集約すべき機能について、誘導施設に設定します。

## 医療機能

### ①現状

医療施設の徒歩圏人口カバー率は約 97%であり、市域をほぼカバーするように立地しており、都市全体で利便性が高い状況となっています。

### ②誘導の必要性

本市においては、市街化調整区域に中核病院である済衆館病院が立地し、その周辺を地域防災計画において、市の防災拠点として位置づけています。特に済衆館病院については、災害医療拠点として平時から災害時まで重要な役割を担うものです。

今後もこの位置づけについては維持することから、本計画では誘導施設に設定しません。

## 金融機能

### ①現状

金融機能については、市内の幹線道路沿道を中心に銀行や郵便局の支店が立地していますが、コンビニエンスストアの ATM 利用、スマートフォンによるカード決済などのキャッシュレス化が進行しています。

### ②誘導の必要性

金融機能については、今後も幹線道路沿道を中心とした立地を維持することから、本計画では誘導施設に設定しません。

## 教育・文化機能

### ①現状

教育・文化機能については、本市のほとんどの機能・施設が行政運営施設です。ホール・文化会館や図書館などは、市民の憩いの場であり、幅広い世代の利用が見込まれます。一方、その他の行政施設と同様に老朽化が進み、統廃合の検討が必要です。

### ②誘導の必要性

本市には名古屋芸術大学が立地おり、大学と連携した特徴のあるまちづくりを推進する必要があります。特に副都市拠点である徳重・名古屋芸大駅周辺では、都市基盤も未整備であり、将来的な市街地整備に合わせ、教育・文化施設については維持・誘導する必要があることから、誘導施設に設定します。

### 3.誘導施設

本市の各都市機能誘導区域に、「子育て機能」、「商業機能」、「教育・文化機能」の誘導施設を役割・性質や都市機能の立地状況を踏まえ設定します。

#### (1)西春駅周辺都市拠点

役割・性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の玄関口であり、市の中心的役割を担う（都市拠点）</li> <li>・鉄道及び鉄道駅に近く、市民生活を支えるサービス機能が集積し、多くの人が集う場所であり、今後も都市機能を充足させることが必要</li> <li>・市内から公共交通によるアクセスの利便性が高い区域</li> </ul>	
既存の都市機能	子育て機能	なし
	商業機能	1 施設
誘導施設	<p><b>【子育て機能】</b>          通勤途中で利用する市民も想定され、子育て世代にとって、子育てと仕事を両立させる上で、重要な場所となります。          そのため、子どもを預けることができる施設を中心に誘導し、子育て環境を充実させます。  <u>⇒子育て支援センター、乳幼児一時預かり施設、子ども送迎センターを設定します。</u></p> <p><b>【商業機能】</b>          本市で最も利用者が多い鉄道駅であることから、通勤する人が多く集まる場所となっています。          そのため、現状の商業施設 1 施設を維持し、利便性の維持を図ります。  <u>⇒商業施設（総合スーパー等）を設定します。</u></p>	

## (2)徳重・名古屋芸大駅周辺副都市拠点

役割・性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西春駅を補完する第二の拠点（副都市拠点）</li> <li>・鉄道及び鉄道駅に近く、今後も都市機能を充足させることが必要</li> <li>・大学が立地しており、教育・文化的な役割を担う</li> <li>・市内から公共交通によるアクセスの利便性が高い区域</li> </ul>	
既存の都市機能	子育て機能	1 施設
	商業機能	なし
	教育・文化機能	なし
誘導施設	<p><b>【子育て機能】</b>          区域内に子育て施設が 1 施設立地していますが、鉄道駅であることから、子育てと仕事を両立させる上で子育て施設が必要となります。          そのため、子どもを預けることができる施設を中心に誘導し、子育て環境を充実させます。  <u>⇒子育て支援センター、乳幼児一時預かり施設、子ども送迎センターを設定します。</u></p> <p><b>【商業機能】</b>          高校・大学の最寄駅であることから、学生が多く集まる場所となっています。          しかし、商業施設が立地していないことから、新たに商業施設を誘導します。  <u>⇒商業施設（総合スーパー等）を設定します。</u></p> <p><b>【教育・文化機能】</b>          市民が文化的及び生涯学習の活動を行う基幹的な施設であることから、市民の憩いの場であり、まちににぎわいをもたらす重要な施設です。          そのため、市民が集まるホール・文化会館、図書館を誘導します。  <u>⇒ホール・文化会館、図書館を設定します。</u></p>	

### (3) 誘導施設の定義

誘導施設	定義
子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う施設
乳幼児一時預かり施設	厚生労働省による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って民間が施設を整備・運営するもの
子ども送迎センター	厚生労働省による広域的保育所等利用事業実施要綱に定める基準に則って民間が施設を整備・運営するもの
商業施設 (総合スーパー等)	日用品や食料品を扱う百貨店、総合スーパー等で店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条に規定される小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積）が8,000㎡以上の店舗
ホール・文化会館	ホール・文化会館に関する用途に供する床面積の合計が500㎡以上のもの
図書館	図書館に関する用途に供する床面積の合計が500㎡以上のもの